

**変更**

協力金の交付額算定における参照年に  
2019年を追加する。

## 「愛知県まん延防止等重点措置」の延長に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～3/6実施分)」の実施概要について

愛知県は、「愛知県まん延防止等重点措置」の延長及び措置区域の追加に伴い、1月21日(金)から3月6日(日)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～3/6実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

### 1 対象期間

2022年1月21日(金)から3月6日(日)まで【45日間】

※豊根村は、2022年2月9日(水)から3月6日(日)まで【26日間】

東栄町は、2022年2月12日(土)から3月6日(日)まで【23日間】

### 2 対象エリア

愛知県内全域

### 3 対象事業者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

### 4 要請内容・交付額等

#### (1) 要請内容

~~ア~~ (1) ニューあいちスタンダード認証店(あいスタ認証店)

延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)のそれぞれの期間において、時短①又は時短②のどちらかを選択し、協力することで、協力金の交付対象となります。

なお、延長前、延長後の各期間内における選択は、変更できません。

【時短①】従前より5時から20時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供を行わない)

【時短②】従前より5時から21時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)

~~イ~~ (2) その他の店

従前より5時から20時までの時間帯を越えて営業する店舗が、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供を行わない)に協力することで、協力金の交付対象となります。

#### (2) 交付額等

##### ア 売上高方式

2019年、2020年又は2021年(参照年)の1月から3月までの飲食事業(店舗ごと・テイクアウト除く)の売上高(税抜き)に応じて交付額を算出する方式です。

##### イ 売上高減少額方式

2019年、2020年又は2021年(参照年)の1月から3月までの売上高と2022年の1月から3月までの売上高を比較し、減少した額に応じて交付額を算出する方式です。

※これまで、協力金の参照年は、前年(2021年)又は前々年(2020年)でしたが、2020年2月から新型コロナウイルス感染症の影響が生じていることに鑑み、2019年も参照年に追加します。

	あいスタ認証店 (いずれかを選択)		その他の店
営業時間の短縮	5:00～20:00	5:00～21:00	5:00～20:00
酒類の提供※1	行わない	11時から20時まで	行わない
協力金の交付額 (1店舗 1日あたり)	中小企業※2 <売上高方式> 売上高に応じて 3～10万円	中小企業※2 <売上高方式> 売上高に応じて 2.5～7.5万円	中小企業※2 <売上高方式> 売上高に応じて 3～10万円
	大企業 <売上高減少額方式> 売上高減少額の4割(最大20万円※3)		
主な要件	あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>

※1 「酒類の提供」には、酒類の持込みを含む。

※2 大企業と同様、売上高減少額方式とすることも可能。以下のいずれか低い額

※3 21時まで営業する認証店(大企業)は、~~20万円又は前年度若しくは前々年度の~~

~~1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額~~

・ 20万円

・ 2019年、2020年又は2021年の1月から3月までの1日当たり売上高×0.3

## 5 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。3月上旬から受付を開始する予定です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/yousei-kyouryokukin.html>

## 6 申請に必要な書類(予定)

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
  - ・ 飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し
  - ・ 店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮・酒類の提供を行わない等の状況が分かる書類
  - ・ 営業時間短縮や酒類を提供していないことを知らせるWebページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
  - ・ 確定申告書の写し
  - ・ 売上帳等の帳簿の写し(店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの)

- (6) 本人確認書類
  - ・ 運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類

## 7 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(1/21～3/6実施分)」等については、県民相談総合窓口(コールセンター)までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)

### [参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655

(午前10時から午後5時まで、土日祝含む)】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PRステッカー・ポスターの取得方法等)については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>